

ID: 186

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市道路占用料等徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成13年条例第130号		
【根拠条文】 (延滞金の額) 第5条 延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該負担金等の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日